

住民課 保険係 からのお知らせ

「後期高齢者医療保険」および「国民健康保険」の下記の証書は、7月31日で有効期限が終了しますので、8月1日から使用する新しい証書についてご案内します。

後期高齢者医療保険

『後期高齢者医療被保険者証』（保険証）

- 8月から使用する新しい『後期高齢者医療被保険者証』（柿色）を、7月中旬以降に郵送します。
- 切り替えのための手続き等はありません。
- 発送方法は簡易書留ですので受け取りの際には印鑑やサインが必要です。

『限度額適用・標準負担額減額認定証』

- 『限度額適用・標準負担額減額認定証』をすでにお持ちの方で、平成27年度も引き続き住民税非課税世帯に属する方には、8月から使用する新しい認定証を、7月中旬以降に郵送します。

国民健康保険

『国民健康保険被保険者証』（保険証）

—国民健康保険に加入しているすべての方が対象です。

- 昨年からの保険証の年次更新が8月になりました。新しい『国民健康保険被保険者証』もしくは『国民健康保険被保険者証 兼高齢受給者証』（70歳以上）を、7月中旬以降～下旬に郵送します。
- 発送方法は簡易書留ですので受け取りの際には印鑑やサインが必要です。

『限度額適用認定証』

『限度額適用・標準負担額減額認定証』

- 8月以降も必要な方は、更新の手続きが必要です。
- 詳しくは、下記の「『限度額適用認定証』、『限度額適用・標準負担額減額認定証』とは・・・」をご覧ください。

『特定疾病療養受療証』

- 8月から使用する新しい『特定疾病療養受療証』を、7月中旬以降に郵送します。

『限度額適用認定証』、『限度額適用・標準負担額減額認定証』とは・・・

- 医療機関に提示すると、窓口での自己負担を高額療養費の限度額までにとどめることができます。
- 『限度額適用・標準負担額減額認定証』は、食事代や療養病床の居住費なども減額されます。
- 現在、入院や高額な外来受診をしていない方でも、あらかじめ申請しておくことができます。
- 下に該当する方は、住民課 保険係 または 築城支所 総合管理課 窓口係 で手続きができます。

『限度額適用認定証』

- ・国民健康保険に加入している70歳未満の方で、世帯内の国保加入者に住民税課税の方がいる場合

『限度額適用・標準負担額減額認定証』

- ・国民健康保険に加入している方で、世帯の国保加入者全員が住民税非課税の場合
- ・後期高齢者医療保険に加入している方で、世帯全員が住民税非課税の場合

- 手続きに必要なもの — 後期高齢者医療および国民健康保険の被保険者証 ・ 印鑑

※税の納付状況などにより発行できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

※国民健康保険、後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入している方は、加入する健康保険の保険者にお問い合わせください。

<問い合わせ>

住民課 保険係（本庁内線234・236）

（後期高齢者医療保険に関すること）

福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター 092（651）3111

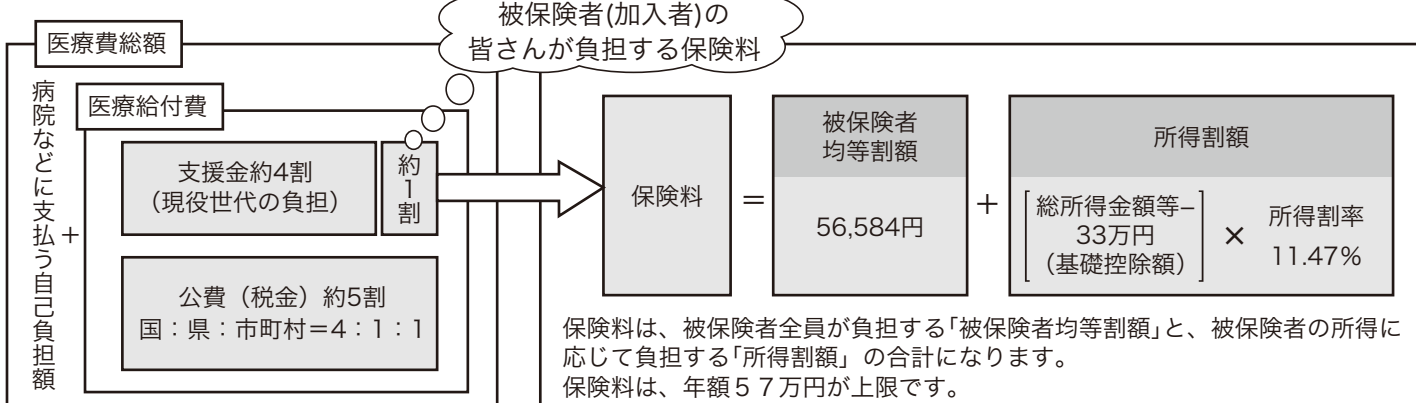
平成27年度 後期高齢者医療制度の保険料について

保険料は、平成26年中の所得金額と世帯（注1）の状況を基に算定を行い、決定します。

（注1）：「世帯」とは、平成27年4月1日時点の世帯（75歳になる人、県外からの転入者などはその時点）を基準にしています。

被保険者（加入者）の皆さんへ「平成27年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬以降にお届けします。

●保険料の決まり方（計算方法）



- ・保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ・保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率（被保険者均等割額、所得割率）は、2年ごとに見直されることとなっており、平成26年度に改定されています。
- ・総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。
- ・例えば、公的年金等の収入のみの方で、年額が153万円以下の場合は、総所得金額等は33万円以下となるため所得割額はかかりません。

■保険料の軽減について

●均等割額の軽減

平成27年度では、平成26年度の保険料軽減措置（被保険者均等割の9割・8.5（7）割（注2）・5割・2割軽減）を継続して行います。

（注2）：原則は「7割軽減」ですが、特例措置により「8.5割軽減」となっています。

均等割額軽減割	軽減後の均等割額(年額)	同一世帯の被保険者及び世帯主の軽減対象金額(注3)の合計額
	平成27年度	
9割軽減	5,658 円	【33万円(基礎控除額)】以下で、かつ【被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】
8.5(7)割軽減(注2)	8,487 円	【33万円(基礎控除額)】以下
5割軽減	28,292 円	【33万円(基礎控除額)+26万円×被保険者数】以下
2割軽減	45,267 円	【33万円(基礎控除額)+47万円×被保険者数】以下

（注3）：軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、年金受給時年齢満65歳以上の方は公的年金の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

●所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下（公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下）の方は、所得割額が5割軽減となります。

●被用者保険（注4）の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が9割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

（注4）：被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

■保険料の減免制度について

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、ご相談ください。

問い合わせ 住民課 保険係（本庁内線234・236）